

(過払金報酬金)

第15条 弁護士は、非事業者等任意整理事件について過払金報酬金を請求し、又は受領するときは、その金額を、回収した過払金の金額を経済的利益として、当該経済的利益に、25パーセント以下の範囲内で規則で定める割合を乗じた金額を超える金額としてはならない。

1 趣旨

過払金報酬金の上限規制である。

2 規制内容

回収額を経済的利益として、規則で定める割合を上限とした。

具体的な割合は、25パーセント以下の範囲で規則委任とした。

規則委任した趣旨は、解決報酬金と同様である。

3 規則の定め

本条を受けて制定された規則では、上限は、訴訟によらず過払金を回収したときは、20パーセント、訴訟によって回収したときは、25パーセントとされた(規則4条)。

4 具体例

次の例は、あくまで上限で受領した場合である。これをあたかも日弁連の推奨例のように扱わないように留意されたい。

例：Xは、貸金業者A社から50万円の貸金を請求され、同じくB社から70万円の貸金を請求されていた。弁護士に委任して整理した。その結果、

① A社との間では、引直し計算の結果、過払金が発生していたので、XからA社への支払いはなく、30万円の過払金を裁判によらずに回収できた。

* A社との関係での報酬金(上限の場合)

(a)解決報酬金 2万円

(b)減額報酬金 50万円の被請求額がゼロとなったので(差額は50万円であり)、その10%で5万円。

(c)過払金報酬金 30万円の20%で6万円。

小計 13万円(すべて上限の場合)

② B社との間では、引直し計算して、残債務50万円を分割で支払うこととなった。

* B社との関係での報酬金(上限の場合)

(a)解決報酬金 2万円

(b)減額報酬金 70万円の被請求額が50万円になったので、差額の20万円の10%で2万円。

(c)過払金報酬金 発生しない。

小計 4万円(すべて上限の場合)

③ 報酬金(着手金は別)合計 17万円+消費税(すべて上限の場合)

(送金代行についての手数料)

第16条 本会は、弁護士が任意整理事件で成立した和解に基づき割賦金を債権者に支払うことを代行する場合の手数料について、規則で定めるところにより、債務者の利益を図る目的で、その金額、算定方法その他必要な規制をすることができる。

1 趣旨

送金代行についても不当な例を見聞することから、債務者の利益を図る目的での規制を規則委任し、今後の規制を可能とした。

2 規制内容

送金代行手数料の金額についても、規則で規制可能とした。

手数料に限らず弁護士報酬の金額の規制を規則委任する場合には、白紙委任は許されず、会規で枠を設定してその範囲内での規則委任のみが本来許されると解されるが、送金代行手数料という極めて限定的かつ通常少額の手数料額については、規制目的を明示したうえで、枠の設定をすることなく規則委任することも可能と考えられる。

送金代行手数料については、一般に、振込手数料実費額を含めた金額の設定

2011年(平成23年)4月

2011年(平成23年)4月

2011年(平成23年)4月

債務整理事件処理の
規律を定める規程



解説 債務整理事件処理の規律を定める規程

債務整理事件処理の 規律を定める規程



2011年(平成23年)4月